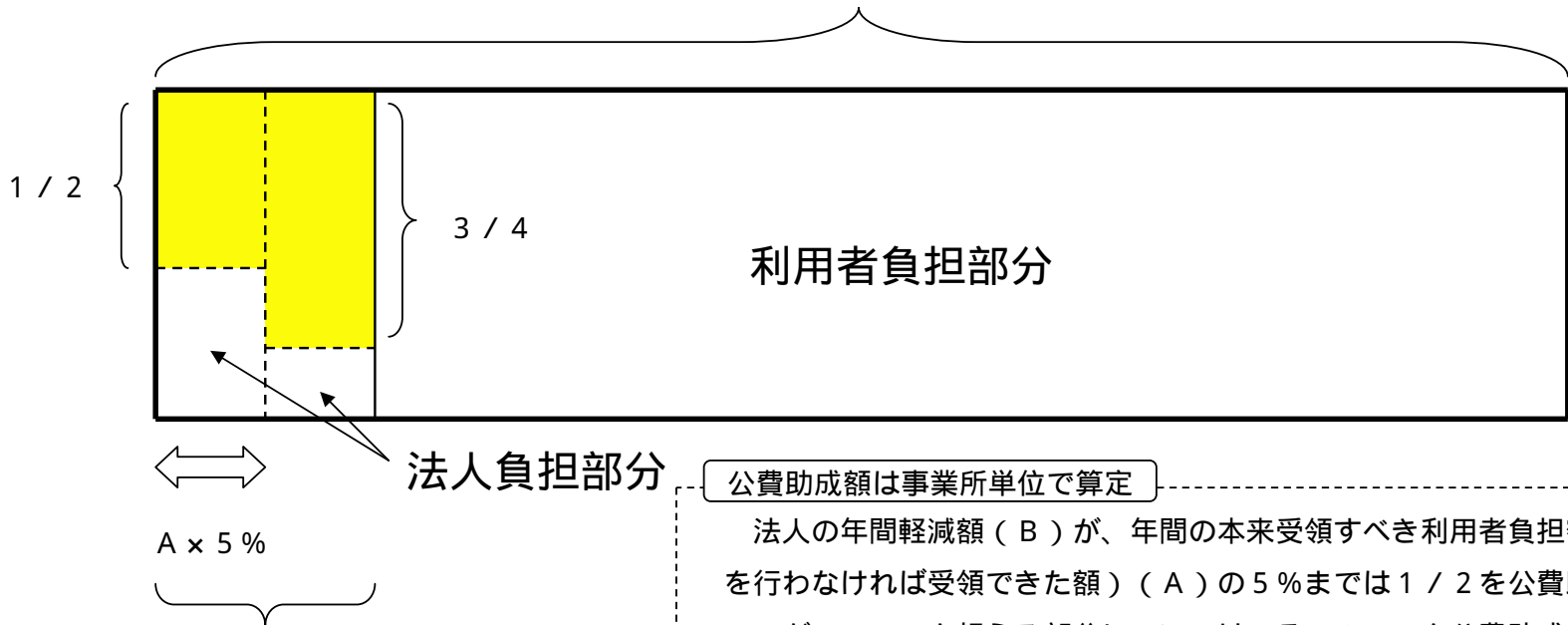


# 社会福祉法人等への補助の考え方

参考資料1

本来受領すべき利用者負担額（軽減対象でない者を含む年間ベース） = A



公費助成額は事業所単位で算定

法人の年間軽減額（B）が、年間の本来受領すべき利用者負担額（軽減を行わなければ受領できた額）（A）の5%までは1/2を公費助成。

BがAの5%を超える部分については、その3/4を公費助成。

軽減額（年間ベース） = B

**補助部分**

負担割合（国：都道府県：市町村）  
= 2 : 1 : 1（大都市特例なし）

（例） A = 3,000,000円    B = 200,000円

$3,000,000円 \times 5\% = 150,000円$

$150,000円 \times 1/2 = 75,000円$

$200,000円 - 150,000円 = 50,000円$

$50,000円 \times 3/4 = 37,500円$

公費助成額 = 75,000円 + 37,500円 = 112,500円

法人負担額 = 200,000円 - 112,500円 = 87,500円

## 公費助成額の市町村への配分例

前ページの例で、軽減を受けた利用者の市町村別の内訳が次のとおりとすると、下表のように配分される。

(金額単位:円)

市町村	利用者の軽減額	按分率の計算	按分率	補助額の計算	補助額
A 市	81,000	$81,000 / 200,000$	0.405	$112,500 \times 0.405$	45,562
B 市	49,000	$49,000 / 200,000$	0.245	$112,500 \times 0.245$	27,562
C 市	30,000	$30,000 / 200,000$	0.15	$112,500 \times 0.15$	16,875
D 町	21,500	$21,500 / 200,000$	0.1075	$112,500 \times 0.1075$	12,093
E 村	18,500	$18,500 / 200,000$	0.0925	$112,500 \times 0.0925$	10,406
計	200,000		1.0000		112,498

(注1)この表では、わかりやすいように一旦按分率を算出しているが、実際の計算方法は、

「市町村の補助額 = 公費助成額 × 当該市町村の利用者の軽減額合計 / 全体の軽減額」とする。

(注2)補助額に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

(注3)介護給付費等の請求明細書に軽減額を記載することとするので、各市町村は明細書に記載された軽減額を事業所ごとに管理しておき、補助金請求の際の審査に用いる。

